

あきしま 公民館だより

— あい・ふれあい・学びあい —



昭島市公民館の
公式twitter

編集・発行
昭島市公民館

昭島市つづじが丘3-7-7
042-544-1407・546-1711(代表)(火曜日休館)

No.199

2020.8.1号
(偶数月1日発行)

公民館 利用再開のお知らせ

新型コロナウイルス感染症対策として、公民館は休館しておりましたが、感染防止対策を講じたうえで、6月15日から利用を再開いたしました。

大変ご不便をおかけいたしましたが、ご理解とご協力いただき、ありがとうございました。



[利用者および利用内容の制限について]

- ◇以下のいずれかに当てはまる方の利用はお断りします。
 - ①本人や同居家族に発熱や体調不良などの症状がある方
 - ②本人や同居家族が、2週間以内に海外に行った方
 - ③2週間以内に、新型コロナウイルスに感染している、もしくは感染が疑われる症状のある方と接触した方
- ◇利用時間は最低限の時間としてください。

[ご利用にあたって]

- ◇30分に1回5分程度、可能な限り2方向の窓や戸を開放して換気を行ってください。
- ◇利用定員を厳守してください。
- ◇人を密集させない(2メートル程度の距離を保つ)配置をとってください。
- ◇参加者のマスク着用を徹底してください。
- ◇間近での会話や発声を控えてください。
- ◇部屋に出入りする際は、手洗いやアルコール消毒を行ってください。
- ◇利用後に、共有物やドアノブなどの不特定多数の方が接触する部分の消毒を行ってください。
(利用開始時に消毒セットをお渡しします。)
- ◇参加者名簿(氏名・連絡先)を作成し、2週間程度保管してください。
(万が一、感染者が発生した場合、利用者に連絡を取っていただくことがあります。)

部屋別利用定員(変更後)

小ホール	100人	第3会議室	16人	美術工芸室	16人
第1会議室	20人	学習会議室	30人	第1和室	10人
音楽室	20人	集会室	30人	第2和室	10人
第2会議室	16人	実習室	18人		

今後の新型コロナウイルス感染状況によって、対応が変わる場合があります。

※詳しくは、ホームページをご覧いただくか、公民館までお問い合わせください。

公民館でご案内した講座などの中止・延期について

新型コロナウイルスの感染拡大を抑止するため、公民館で開催を予定しておりました、講座やイベントの中止・延期についてお知らせいたします。
ご理解をよろしくお願いします。

市民文化祭

10月9日から11月3日にかけて開催する予定でした。多くの団体から参加申し込みがありましたが、今年度は中止といたしました。

第10期市民大学

5月に予定していたカリキュラムは中止となり、6月に延期して開講する予定でしたが、今年度は中止といたしました。

自主市民講座 クラシックギター入門

4月3日から講座を開始する予定でしたが、開催を延期しました。今後の開催時期については未定です。状況によっては今年度の開催を中止する場合もあります。

シニア講座 「己書流基礎講座」

6月24日から講座を開始する予定でしたが、開催を延期しました。今後の開催時期については未定です。状況によっては今年度の開催を中止する場合もあります。

ガラスケース 作品展示団体募集

みなさんの作品を公民館で展示してみませんか？

- ★展示期間 1～3か月程度
- ★展示場所 公民館1～3階のガラスケース
- ★展示作品 軽量の作品（棚がガラス製のため）
- ★対象 市内で活動している団体、公民館で活動している団体

※個人での展示はできません。

★申込 公民館窓口へお申し出ください。



自主市民講座

初心者講座

自分史の 書き方を学ぶ

この講座は、延期となっていましたが、10月に開催予定です。

- ◆日程 10月下旬～（全5回）
- ※詳しくは、公民館だより10月号に掲載します。

※新型コロナウイルス感染状況により変更する場合があります。



新しい「実際生活に即した」教養、文化の創造を

ここ数ヶ月公民館がクローズされた。

感染症の新型コロナウイルスによるものだ。

世界的なパンデミックになつて

いる。

こうした中で、わが国でも

「緊急事態」宣言がなされ、國民の行動や経済活動が制限さ

れてきた。

その結果として、

新しい日常を創る

取り組みが、メディアを通して報道され

ている。

そして、つい最近宣

言が解除されると、い

までの日常を取り戻そ

うとする、國民の動きが伝

えられている。

しかし、コロナウイルスは無く

ならないのだ。

こうした中で、「三蜜」と呼ばれる状態を作らない生活のあり方が求められている。

その「つに、ソーシャルディスタンス、人々の距離を2メートル離す。近寄つて二五分以上は話さない。大声でもしゃべらない。密集した状態を作らない。と

しかし、公民館活動は、人と人によって成り立つものだ。
人が集まつて、自分の考えを話したり、人の意見に耳を傾けたりして人と人のコミュニケーションによって成り立つものだ。
学習活動はそうしたものだし、表現活動は、歌つたり、踊つたり、演じたり、どれも人と人が密接に近づいて行われるものだ。
今までの公民館活動は、このようににして成り立っていた。
しかし、この感染症によって従来の行動様式が成り立たなくなつていて。
例えば、公民館のスペースである定員が半数近くに抑えられている。小集団の集まりしかできない。
大きな声で歌うには換気が必用だ。そうした部屋は音が外部に漏れてはいけないので、換気は制限される。

小ホールでは、人數制限があつて、従来のようないベントは何をなすべきなのか。
こうした状況の中で、公民館は新たな発想と、取り組みを創造しなくてはならない。
新しい「実際生活に即した」学びや教養、文化などの創造が求められている。

公民館運営審議会会長
山崎 功

公民館運営審議会活動報告

公民館運営審議会 市民委員募集

公民館運営審議会委員は、公民

館における各種事業を調査・審議することなどを目的に

毎月1回午後7時から開催しています。5月は新型コロナ

ウイルス感染拡大防止のため、中止となりました。6月に開催された定例会の主な内容についてお知らせします。

◆6月19日(金)
今年度の人事異動に伴い、
新たに就任された生涯学習部長から挨拶と4月からの新たな委員に委嘱状の交付がありました。

◆6月19日(金)
任期 令和2年10月1日～令

和4年9月30日
△応募期限 8月7日(金)
△応募方法 応募の動機、公民館活動についてなどを800字程度にまとめて、住所・氏名・年齢・性別・電話番号を明記し、郵送(〒196-0012つづじが丘3-7-7)してください。

△対象 20歳以上の市民の方
△募集人数 2人(選考あり)
現在他の審議会・協議会の委員になつている方は不可)

たよりは自治会を通じて配布されるほか、公民館、市役所2階行政資料コーナー、東部出張所、各市立会館など主な市の公共施設にも置いてあります。また、市ホームページ「公民館」からもご覧いただけます。

「公民館だより」は、公民館の事業や利用方法などの情報を提供し、広く市民の皆さんに公民館を知つていただき、こうと年6回偶数月の1日に発行しています。

「公民館だより」は、

公民館の事業や利用方

法などの情報を提供し、広く市民の皆さんに公民館を知つていただき、こうと年6回偶数月の1日に発行しています。

「公民館だより」は、

公民館の事業や利用方

法などの情報を提供し、広く市民の皆さんに公民

**団体紹介コーナーの
協力団体を募集**

公民館だよりは偶数月年6回発行しています。皆さんの活動の様子などを掲載する公民館登録団体紹介のコーナーは、平成30年4月号から開始し、今まで7つの団体を紹介しています。日頃のみなさんの活動の様子などを公民館だよりに掲載してみませんか。活動の際、職員がインタビューをさせていただきます。

掲載を希望する団体は名称、連絡先(氏名・電話番号)を公民館までお知らせください。担当より後日連絡いたします。※紙面の都合により、掲載されない月もあります。

公民館利用申請受付開始日(抽選日)等のご案内

公民館

公民館登録団体の申込み

施設区分	利用月	受付期間	抽選日	確定期間	調整会議	随時申込み
小ホール	令和3年 1月分	8/1~10	8/11	8/11~20	8/22	予約システムでの申込み、変更、取消しは、利用日の7日前まで。その後は窓口で。
	令和3年 2月分	9/1~10	9/11	9/11~20	9/26	
小ホール	令和2年 11月分	8/1~10	8/11	8/11~20	8/22	
以外	令和2年 12月分	9/1~10	9/11	9/11~20	9/26	

※公民館未登録団体の申込みについては、公民館までお問い合わせください。

抽選申込みの注意

公民館登録団体は公共施設予約システムで抽選申込みができます。

★当選した団体は上の確定期間内にシステムで確定をしてください。

(確定しないと予約が無効になりますのでご注意ください)

★落選した団体は、随時申込みが始まる前に、「調整会議」で再度空いている会議室等の申込みができます。8月、9月の調整会議は公民館第1会議室で午前10時から行います。

※登録団体以外の団体の予約方法についてはお問い合わせください。

展示室・陶芸窯・暗室・保育室の施設予約は、公民館登録団体が使用する場合、利用月の3ヶ月前の調整会議で申込みができます。調整会議後は公民館の窓口で利用日の2ヶ月前の月の初日から申込みができます。なお、保育室と暗室は会議室等が予約されている場合に限ります(単独での使用はできません)。

★空き状況は、団体登録の有無にかかわらず「昭島市公共施設予約システム」で確認できます(公民館、市立会館をはじめ市の公共施設に備え付けの端末機のほか、昭島市ホームページ「施設予約」からもご覧いただけます)。

★「昭島市公共施設予約システム」で予約を行う場合は、「予約申込／予約一覧」画面で利用目的・利用人数・催し物名を入力してください(小ホールで発表会等を行う場合は、舞台担当者との打ち合わせが必要になりますので事前に連絡をお願いします)。

公民館小ホールの特例的利用制度について

小ホールの利用は、公民館登録団体は5ヶ月前からの抽選申込みとなっていますが、次のような利用については、6ヶ月前から申請することができます。

◆公民館登録団体が日頃の活動の成果を発表する事業(発表会)

◆利用可能団体数 1ヶ月 1 団体 ◆利用可能区分数 午前から夜間のうち 3 区分以内

◆利用回数 1 団体 年 1 回

◆申請日 利用希望日の6ヶ月前の月の1日から7日まで(休館日を除く)の午前9時から午後5時の間

☆同月開催の公民館運営審議会で決定します。詳しくは、公民館までお問い合わせください。